

受入機関等の皆様へ

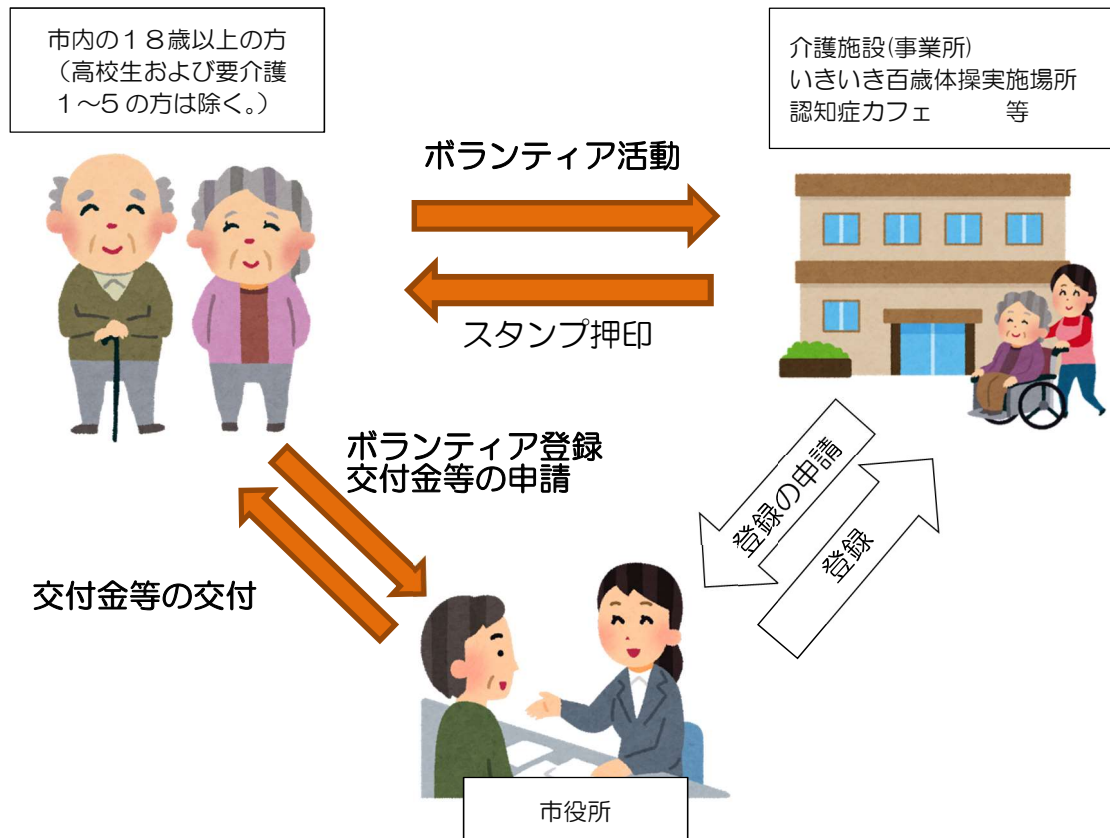
山口市すこやかボランティア

～制度について～

すこやかボランティア制度について

1 制度の概要

介護保険施設（事業所）や地域等において、介護や支援を必要とする高齢者へのボランティア活動を行い、その実績をポイントとして評価、付与し、ポイントを交付金や地域の特色を生かした物品等に転換して交付する制度です。



2 制度の対象者

山口市に住所を有する18歳以上の方が対象です。

(ただし、高校生および要介護1～5の認定を受けた方は対象外です。)

3 制度の目的

市内の高齢者をはじめとする住民が、介護保険施設や地域等でボランティア活動に取り組むことについて、積極的に奨励、支援するとともに、高齢者においては、ボランティア活動を通じて自身の介護予防や生きがいづくりを図り、もって高齢者が自分らしく元気に暮らし続けられる地域づくりに資することを目的としています。

なお、すこやかボランティアは、対象者の自発的な意志に基づき活動していただくものであり、介護保険施設（事業所）職員等の代替とするものではありません。

4 制度の内容

(1) 対象となる活動の範囲

ア 受入機関等 別表のとおり

イ 主なボランティア活動の例

- ① 散歩、外出、施設内移動の補助
- ② 話し相手、傾聴
- ③ レクリエーション活動の補助
- ④ 行事活動の実施及び手伝い
- ⑤ 配膳、下膳、お茶だし等の食事介助の補助
- ⑥ 清掃、草刈りの補助
- ⑦ 洗濯物の整理
- ⑧ いきいき百歳体操の運営補助(いきいき百歳体操サポーター養成講座修了者限定)
- ⑨ 認知症カフェの運営補助(オレンジサポーター養成講座修了者限定)
- ⑩ その他市長が必要と認める活動

(2) ボランティア活動の確認方法

受入施設等がボランティア活動を確認し、対象者が所有している手帳に確認のスタンプを押します。(活動時間30分で1回押印)

なお、ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2カ所以上で行った場合でも、1日に4回の押印を限度とします。

(3) ポイントについて

スタンプ1回を1ポイントとし、10ポイントごとで換算します。

スタンプは50回(50ポイント)を上限とします。なお、介護保険料の未納がある場合や対象者が亡くなられた場合のポイント交換はできません。

(4) ポイントの転換

10ポイントごとで転換できます。転換しようとする者は、次のどちらかを選択して、活用申出書と手帳を市に提出します。(年度に1回の転換が限度)

- a 転換交付金の交付
- b 地域の特色を生かした物品との引換券

(5) ポイントの有効期限

すこやかボランティアがボランティア活動を行った日から起算して2年を経過

する日の属する年度の末日までとします。なお、スタンプ及びポイントは、第三者に譲渡し、贈与し、又は相続することはできません。

(6) 保険について

当該制度に伴う登録ボランティアは、ボランティア活動保険（ケガの補償、賠償責任の補償）に加入していただきます。（保険料は市が負担します。）事故等が発生した場合は、受入機関から市へ御連絡ください。

5 受入機関等に関する事項

(1) 指定の申請

当該制度に御参加いただける施設（事業所）は、受入機関等としての指定を受けていただく必要があります。指定（変更）申請書（様式第3号）を御記入後、山口市高齢福祉課へ御提出ください。

(2) 指定を受けるための要件

別表に定める受入機関等であることが必要です。

(3) 指定の取消し

市長は、指定を受けた受入機関等が不正な行為を行ったと認めるときは、その指定を取り消すことができます。

※不正な行為の例

- ・活動時間に応じたポイントを付与しない
- ・活動の範囲を逸脱した活動を求める 等

(4) 当該制度の対象外となるボランティア活動の例

- *交通費、昼食代その他活動に必要な実費相当額を超える対価を支払う場合
- *受入機関を利用して活動する他団体への支援と認められる活動
- *受入機関の利用者が使用しない場所の清掃、洗車等
- *もっぱら「すこやかボランティア」自身の家族等に対する活動 等

(5) ボランティアの受け入れ

- ① 市は、「すこやかボランティア」に対し、説明（制度説明及び留意点の提示）を行うとともに、登録者へ押印用の手帳と受入機関の一覧表を配布します。
- ② 受入機関への申し込みは、原則として、すこやかボランティアから各受入機関の担当者に対し、電話等の手段において直接行ってもらいます。
- ③ ②を受けて、受入機関においては、すこやかボランティアの受け入れに向けた調整を行っていただきます。
- ④ 実際のボランティア受け入れにあたっては、受入機関において決定していただきますが、決定前に試用期間を設けたり、施設見学を兼ねて面接等を実施する等の運用については、各受入機関の判断で行ってください。

(6) ポイントの付与

指定された受入機関等の職員は、すこやかボランティアの活動日に、各ボランティアの活動時間を確認し、活動時間に応じたポイントを付与します。

ボランティアに手帳の提示を求め、あらかじめ用意したスタンプを押印するとともに、活動日を記入していただきます。

なお、活動時間とは、ボランティアが受入機関等に入ってから出るときまでをいいます。(食事時間は除きます。)

また、ボランティアが活動日に手帳を忘れたとき、又はボランティアが過去の押印できなかったポイントを後日求めたときは、ポイントは付与しない取り扱いとします。

別表 (受入機関)

受入機関等	1 本市に所在する次の施設 (事業所) (1) 訪問介護 (2) 通所介護 (デイサービス) (3) 介護予防通所介護 (4) 認知症対応型通所介護 (5) 通所リハビリテーション (6) 短期入所生活介護 (7) 短期入所療養介護 (8) 小規模多機能型居宅介護 (9) 認知症対応型共同生活介護 (10) 特定施設入居者生活介護 (11) 介護老人福祉施設 (12) 地域密着型介護老人福祉施設 (13) 介護老人保健施設 (14) 介護療養型医療施設
	2 介護並びに支援を必要とする者の居宅
	3 市が委託する地域支援事業 (介護予防) 実施場所 ⇒現在は「いきいき百歳体操」の実施場所となっています。
	4 認知症カフェ
	5 その他市長が必要と認める場所

制度に関するQ&A

Q 施設に入所している方や介護保険サービスを受けている方が、施設内等においてボランティア活動をする場合、この方は制度の対象となりますか？

A 介護保険サービスを受けている方は、自己負担分以外は公費で措置されています。その意味から、すこやかボランティアの活動における転換交付金等が交付されると、特定の方に公費を重複して措置することになります。従いまして、すこやかボランティアの対象とすることはできません。

Q 年に数回ですが、演芸披露で来られるグループがあります。この方々は 制度の対象となりますか。また、対象となる場合、グループ一括での登録はできますか。

A 制度の対象とします。すこやかボランティアの目的である「高齢者自身のボランティア活動を通じた健康維持、介護予防並びに生きがいづくり」に合致すると判断します。

また、すこやかボランティアの登録については、個人単位で行います。従って、グループ単位での一括した登録はできません。

Q 受入機関等の「訪問介護」について、どのようなボランティア活動を想定していますか。

A 介護保険の給付対象部分（利用者本人に必要なことだけ）以外の活動をしてもらうことを想定しています。具体的には、通常利用しない部屋の清掃や電球の取替え、訪問介護サービス中のお話し相手などです。

この活動は、訪問介護の事業者が活動を行う時間帯において、利用者本人の同意の上で活動を行うこととなります。

なお、訪問介護におけるボランティア活動には、他人の目の行き届かない部分も多くありますので、活動に際しては十分に注意を払ってください。

Q 受入機関等とボランティアのマッチングはどうするのですか。

A 市は、受入機関等から希望するボランティアの内容を聞いて、一覧表等にまとめた上で、すこやかボランティアの登録希望者に提示します。その後は、受入機関等と登録希望者との間でやりとりをしてください。

なお、当該制度は、元気な高齢者等を支援する制度であり、市が受入機関等にボランティアを斡旋する制度ではないことを改めて御理解ください。

